

# 平成22年度 周産期医療協議会等の構成

## 改正の概要

周産期医療体制整備計画について具体的な検討を行う「周産期医療体制整備計画策定部会」を新設する。  
 周産期搬送全般(母体救命搬送システムを除く)に関する検討を行う「周産期搬送部会(仮称)」を新設する。  
 従来の産科部会・新生児部会のメンバーに周産期連携病院を加え、周産期医療に関する意見を伺うとともに、都の施策等についての報告を行う「産科連絡会」「新生児連絡会」を設置する。

## 東京都周産期医療協議会

**東京都周産期医療体制整備計画策定部会(仮称)**

【所管事項】  
 ・整備計画策定に伴う調査結果の分析  
 ・整備計画の具体的検討 等

【構成】  
 ・各部会・連絡会及びNICU退院支援検討会の代表者  
 ・庁内関係部署 計20名程度

【開催回数】  
 平成22年夏までに2回程度

【所管事項】  
 ・周産期医療体制の整備(整備計画、周産期母子医療センター整備基準、周産期母子医療センターの指定・認定、搬送体制等)  
 ・周産期医療情報システム  
 ・周産期医療関係者研修  
 ・周産期医療体制整備についての調査  
 ・その他必要事項

【構成】  
 ・学識経験者 2名  
 ・保健医療機関・団体代表 4名  
 ・周産期医療施設代表 5名  
 ・行政機関代表 6名  
 ・医療を受ける側代表 1名  
 計18名

【開催回数】  
 年4回程度

**NICU退院支援体制検討会**

【所管事項】  
 ・NICU入院児の保護者への入院児から退院後までの支援  
 ・退院後の生活を支える保健、医療、福祉サービスの資源の充実と連携 等

【構成】  
 ・周産期医療施設代表  
 ・開業小児科医代表  
 ・訪問看護ステーション代表  
 ・行政機関代表 等 計19名

モデル事業検討分科会

**東京都母体救命搬送システム検証部会**

【所管事項】  
 ・東京都母体救命搬送システムの機能  
 ・当該システムにより搬送された症例の検証 等

【構成】  
 ・スーパー総合周産期センター各診療科代表  
 ・区東部・多摩地区周産期医療施設代表  
 ・搬送元医療機関代表  
 ・東京消防庁  
 ・新生児連絡会代表 ※平成22年度新規 計20名程度

【開催回数】  
 年2～3回程度

**周産期搬送部会(仮称)**

【所管事項】  
 ・周産期搬送システムの検証  
 ・県域を越えた搬送調整の検討  
 ・周産期搬送コーディネーターの機能 等

【構成】(予定)  
 ・周産期医療施設代表  
 ・搬送元医療機関・助産所代表  
 ・東京消防庁  
 ・周産期搬送コーディネーター等 計20名程度

【開催回数】  
 年2～3回程度

**産科連絡会**

【目的】  
 上記協議会及び各部会等で決定した施策等についての報告・説明・意見聴取等

【構成】  
 以下の各施設代表の医師  
 ・総合・地域周産期母子医療センター  
 ・周産期連携病院代表  
 ・周産期医療ネットワーク参画医療機関  
 内容により、出席を依頼するメンバーは異なる。

【謝金】  
 なし(但し、協議会及び部会における協議・決定事項等についての報告、説明等を行う委員に対しては、委員報酬を支出する。)

【開催回数】  
 必要に応じ開催

**新生児連絡会**

【目的】  
 上記協議会及び各部会等で決定した施策等についての報告・説明・意見聴取等

【構成】  
 以下の各施設代表の医師  
 ・総合・地域周産期母子医療センター  
 ・周産期連携病院代表  
 ・周産期医療ネットワーク参画医療機関  
 内容により、出席を依頼するメンバーは異なる。

【謝金】  
 なし(但し、協議会及び部会における協議・決定事項等についての報告、説明等を行う委員に対しては、委員報酬を支出する。)

【開催回数】  
 必要に応じ開催

**周産期搬送コーディネーター事後検証研修**

【内容】  
 ・搬送調整の事後検証  
 ・周産期搬送コーディネーター制度の検討 等

【研修講師】  
 ・都内総合周産期母子医療センター医師  
 ・杏林大学病院周産期搬送コーディネーター 等

【開催回数】  
 年2～3回程度

適宜報告

**周産期医療施設師長連絡会**

都の施策についての報告・説明を行い、理解を深めるとともに、各施設の情報共有及び助産師・看護師の資質向上を目的とする。

【構成】  
 以下の各施設の産科部門及び新生児部門の師長又は助産師  
 ・総合周産期母子医療センター  
 ・地域周産期母子医療センター  
 ・周産期医療ネットワーク参画医療機関  
 ・周産期連携病院  
 内容により、出席を依頼するメンバーは異なる。

【謝金】  
 なし(但し、協議会及び部会における協議・決定事項等についての報告、説明等を行う委員に対しては、委員報酬を支出する。)

【開催回数】  
 年1～2回程度

報告